

コンプライアンス基本方針

当社は、『仕濾過事』の経営理念のもと、ヤマシンフィルタグループのすべての役員及び従業員が、それぞれの事業活動において遵守すべき基本的な事項を定め、社会から信頼される企業となることを目指し、「企業行動規範」及び「行動基準」を制定しました。

当社グループのすべての役員及び従業員は、この「企業行動規範」及び「行動基準」を遵守・実践し、企業としての社会的責任を果たすべく、一丸となって取り組んでまいります。

2026年10月

ヤマシンフィルタ株式会社
代表取締役社長 山崎 敦彦

I 企業行動規範

当社グループは、企業の社会的責任を自覚し、あらゆる法令・ルールを遵守するとともに、社会的良識をもって次のとおり行動します。

1. 常に魅力ある商品とサービスの提供に心がけ、お客様の「満足」と「信頼」の向上に努めます。
2. あらゆる法令・ルールを遵守し、社会倫理に基づいた誠実かつ公正な企業活動を行います。
3. 企業としての価値を継続的に高め、透明性のある経営を目指します。
4. 人権と多様性を尊重し、安全で働きやすい職場環境の実現に努めます。
5. 環境及び社会との調和を図り、持続可能な社会の実現に貢献します。

II 企業行動基準

「企業行動規範」の考え方にに基づき、ヤマシンフィルタグループすべての役員及び従業員が、日々の業務において遵守すべき行動の基準を次のとおり定めます。

1. 事業活動について
 - (1) 法令・社会規範の遵守
国内外の法令、社内規程及び社会規範を遵守し、高い倫理観をもって誠実に行動します。
 - (2) 製品・サービスの品質・安全
安全で高品質な製品・サービスを提供し、お客様の満足と信頼の向上に努めます。
 - (3) 公正・自由な競争・取引

競争法その他の関係法令を遵守し、公正、透明かつ自由な競争・取引を行います。

(4) 適正な調達・取引先との関係

取引先を尊重し、公正かつ適正な調達・取引を行います。

(5) 贈収賄・腐敗の防止

不正な利益を目的とする金銭、接待、贈答その他の利益の供与又は受領を行いません。

(6) 利益相反の禁止

会社の承認なしに、会社の利益に相反する（利益相反行為）は一切行いません。

(7) 輸出入・安全保障貿易管理

輸出入、安全保障貿易及び経済制裁に関する法令・ルールを遵守し、適正な国際取引を行います。

(8) 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には毅然として対応します。

2. 会社と社会の関係について

(1) 適正な会計・税務

関係法令及び社内規程を遵守し、正確かつ適正な会計処理、財務報告及び税務処理を行います。

(2) インサイダー取引の禁止

業務上知り得た未公表の重要情報を利用した株式等の取引を行いません。

(3) 会社資産の適正な管理・利用

会社の有形・無形の資産を適正に管理し、業務上の目的のために効率的に利用します。

(4) 知的財産権の保護・尊重

当社の知的財産を適切に保護するとともに、第三者の知的財産権を尊重します。

(5) 情報セキュリティ・機密情報の管理

機密情報その他の重要な情報を適正に管理し、漏洩、不正アクセス、サイバー攻撃等の防止に努めます。

(6) 個人情報・プライバシーの保護

個人情報及びプライバシーを尊重し、関係法令に基づき適正に取り扱います。

(7) 適時・適切な情報開示

株主、投資家、お客様その他のステークホルダーに対し、必要な企業情報を適時・適切に開示します。

3. 人・環境・社会との関係について

(1) 人権・多様性の尊重

すべての人の基本的人権と多様性を尊重し、人種、国籍、民族、性別、年齢、

言語、宗教、出身、性自任、健康状態、障がいの有無、婚姻状態、社会的身分、雇用形態等を理由とするいかなる差別を行いません。

(2) ハラスメントの禁止

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

(3) 安全衛生・健康・働きやすい職場

労働安全衛生を確保し、従業員が健康で安心して働くことのできる職場環境の維持・向上に努めます。

(4) 環境保全・気候変動への対応

環境関連法令を遵守し、省資源、環境負荷の低減及び気候変動への対応に努めます。

(5) 社会・地域への貢献

良き企業市民として、地域社会との共生を図り、持続可能な社会の実現に貢献します。

III 実効に向けて

1. 適用の範囲

本方針は、ヤマシンフィルタグループのすべての役員及び従業員に適用します。

2. 教育・浸透

本方針を理解し、日常の業務において適切な判断と行動を実践できるよう、継続的な教育・啓発を行います。

3. 通報・相談、通報者保護

本方針に違反する行為又はそのおそれのある行為を発見した場合は、上司又は内部通報窓口に通報・相談します。通報・相談した者の秘密を保護するとともに、通報・相談したことを理由とする不利益な取扱いや報復を行いません。

4. 経営トップの責任

経営トップは、本方針の実践に率先して取り組み、その実効性の確保に責任を持ちます。重大な違反が生じた場合には、原因究明、是正及び再発防止を図り、必要に応じて適切な情報開示を行います。

5. 違反への対応

本方針に違反した者又は違反を放置した者については、就業規則その他の社内規程に基づき厳正に対処します。

以上